

役員等報酬規定

社会福祉法人 有隣協会

(目的)

第1条 この規定は、定款8条及び定款21条に基づき、社会福祉法人有隣協会（以下「法人」という。）の役員（定款第15条第1項に定める理事及び監事をいう。以下同じ。）及び定款5条に定める評議員（両者を併せて、以下「役員等」という。）に対する報酬等に関する必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 報酬等とは、社会福祉法（以下「法」という。）45条の34第1項3号に定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益（日当を含む）及び退職手当をいう。
- (2) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費（別紙社会福祉法人有隣協会給与規程（以下「給与規程」という。）第32条に定める旅費の種類のうち、日当を除く。以下同じ。）ないし手数料等の経費をいい、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支払及び総額)

第3条 法人は、以下の各号に定める各年度の報酬等の総額の範囲内で、役員等に対し、報酬等を支給することができる。

- (1) 評議員 定款第8条に定める金額を超えない範囲
- (2) 役員 1,500,000円を超えない範囲

(支給の基準)

第4条 役員等に対する報酬等を、以下のとおり定める。

- 1 監事の報酬は以下のとおりとする。
 - (1) 財務管理について識見を有する者として、法45条の28に定める計算書類等の監査に主に携わる監事
監事としての業務を行った月ごとに月額 75,000円
 - (2) 前号以外の者で、社会福祉事業について識見を有する者として業務に携わる監事
監事としての業務を行った日ごとに日額 20,000円
- 2 監事以外の役員等が、法人の招集に基づき会議その他の行事に出席した場合は、以下の日当を支給する。ただし、法人の職員を兼務するときは支給しない。
会議その他の行事への出席1回ごとに 20,000円
- 3 前各号のほか、役員等が法人の命により出張したときは、給与規程35条別表4第7項に定める管理職の日当を支給する。
- 4 前各号の報酬等の定めが不相当となった場合、又は、同各号以外に報酬等を支給しようとする場合には、改めて評議員会で決議のうえ、決定する。

(費用の支給)

第5条 役員等が、前条第1項及び第2項の職務の遂行にあたり要した通常の旅費については、これを支給しない。ただし、前条第3項の定めにより役員等が出張したときは、給与規程第4章の定める基準に従い、旅費を支給する。

2 前項のほか、役員等が職務の遂行にあたり費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬及び出張旅費の支払い方法)

第6条 第4条に定める報酬等及び第5条に定める費用は、月末締め翌月15日払いとし、現金で役員等に支給する。ただし、役員等の指定する役員等の本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(公表)

第7条 法人は、この規定をもって、法59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準とし、これを公表する。

(改廃)

第8条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補足)

第9条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が定める。

付則 この規定は、平成29年6月17日より施行する。

平成13年5月19日制定

平成29年6月17日改正

平成30年4月 1日一部改正